

議案第204号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
	占用物件	占用料			占用物件	占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,700円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,400円</u>
	第2種電柱		<u>2,600円</u>	第2種電柱	<u>2,100円</u>		
	第3種電柱		<u>3,500円</u>	第3種電柱	<u>2,900円</u>		
	第1種電話柱		<u>1,500円</u>	第1種電話柱	<u>1,200円</u>		
	第2種電話柱		<u>2,400円</u>	第2種電話柱	<u>2,000円</u>		
	第3種電話柱		<u>3,300円</u>	第3種電話柱	<u>2,700円</u>		
	その他の柱類		<u>150円</u>	その他の柱類	<u>120円</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>15円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>12円</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>9円</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>7円</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,500円</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,200円</u>	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1	<u>890円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1	<u>750円</u>		

		年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>3,000円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,300円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>8,500円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,000円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>63円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>89円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>140円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>180円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>270円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>360円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>630円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>890円</u>

		年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,500円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,000円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>8,800円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,500円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>73円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>210円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>310円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>420円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>730円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,000円</u>

	外径が1メートル以上のもの			<u>1, 800円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3, 000円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>
		階数が2のもの		<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの		<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路	<u>4, 300円</u>		
	地下に設ける通路			[略]
	その他のもの			<u>3, 000円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>85円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>850円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>850円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>8, 500円</u>
	標識		1本につき1年	<u>2, 400円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに	1本につき1日	<u>85円</u>

	外径が1メートル以上のもの			<u>2, 100円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 500円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>
		階数が2のもの		<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの		<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路	<u>4, 400円</u>		
	地下に設ける通路			[略]
	その他のもの			<u>2, 500円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>88円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>880円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>880円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>8, 800円</u>
	標識		1本につき1年	<u>2, 000円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに	1本につき1日	<u>88円</u>

掲げる物件	際し、一時的に設けるもの		
	その他のもの	1本につき1月	<u>850円</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>85円</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>850円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>8,500円</u>
	その他のもの		<u>4,300円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,000円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>850円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>300円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額

掲げる物件	際し、一時的に設けるもの		
	その他のもの	1本につき1月	<u>880円</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>88円</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>880円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>8,800円</u>
	その他のもの		<u>4,400円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,500円</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>880円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>250円</u>

地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額

令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額

令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.03

--	--	--	--

令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額

--	--	--	--

令第7条第11号に掲げる応急仮設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.02

建築物		<u>4</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.03</u> <u>4</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額

備考

1～5 [略]

6 占用料の計算方法は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 占用面積及び表示面積が0.01平方メートル未満のもの又は占用面積及び表示面積に0.01平方メートル未満の端数があるものについては、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

(4) 占用の長さが0.01メートル未満のもの又は占用の長さに0.01メートル未満の端数があるものについては、その全長又はその端数の長さを切り捨てて計算するものとする。

(5)・(6) [略]

建築物		<u>5</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.02</u> <u>5</u> を乗じて得た額

備考

1～5 [略]

6 占用料の計算方法は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 占用面積及び表示面積が1平方メートル未満のものは1平方メートルとし、占用面積及び表示面積が1平方メートルを超え1平方メートル未満の端数のあるものについては、小数点以下2位の端数を小数点以下1位に切り上げて計算するものとする。

(4) 占用の長さが1メートル未満のものは1メートルとし、占用の長さが1メートルを超え1メートル未満の端数があるものについては、小数点以下2位の端数を小数点以下1位に切り上げて計算するものとする。

(5)・(6) [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、

同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占有であつて、占有期間が1年未満であるものに係る占有料については、なお従前の例による。